

既存住宅における断熱改修普及啓発業務委託 契約事業者選定基準

1 審査機関

審査及び評価については、「既存住宅における断熱改修普及啓発業務委託企画審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

2 契約事業者決定基準

(1) 契約事業者の決定方法

審査において次の各要件ア及びイに該当する者のうち、採点された総得点が最も高い者とする。ただし、最高得点者が2社以上あるときは、「広報活動の企画・運営」において得点の高いものを落札者として決定する。「広報活動の企画・運営」においても同点の場合には「業務実施体制と実績」において得点の高いものを落札者として決定する。

ア 見積額が契約上限額の範囲内であること。

イ 以下に該当する場合には、無効とする。

(ア) 必須とする項目を満たしていない場合

(イ) 合計得点が「0点以下」の場合

(ウ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(エ) 提出された資料又は様式の内容に虚偽又は捏造が確認された場合

(2) 得点配分

100点を満点とする。

評価項目（大項目）及び配点は、次のとおりとする。

No	評価項目（大項目）	配点
1	委託業務要件	75
2	組織体制及び業務管理等	25

3 評価方法

(1) 評価は、「企画提案書」によって行い、その評価基準は別紙「評価項目・評価基準及び配点表」のとおりとする。

(2) 提案内容に係る評価

ア 必須とする項目の全てを満たしている提案書について、任意とする項目において評価し点数を付与する。

イ 任意とする項目のそれぞれについて、委員会の各委員が次の5段階で評価する。

段階	評価基準	評点
A	特に優れている提案	1.0×各評価項目配点
B	優れている提案	0.8×各評価項目配点
C	やや優れている提案	0.6×各評価項目配点
D	標準的な提案	0.4×各評価項目配点
E	提案なし又は評価できる提案となっていない	0

